

<令和3年度発達障害関係予算要望事項と回答>

埼玉親の会「麦」では、令和2年8月7日埼玉県知事あてに「令和3年度発達障害関係予算要望事項」を提出し、以下のように回答をいただきました。

1 障害福祉

(1) 発達障害の理解啓発資料を最新の情報・研究をもとに改訂して配布する

回答

発達障害の理解啓発資料については、平成23年度に幼児期用、平成24年度に青年期・成人期用を作成し関係機関に配布いたしました。また、企業向けに「発達障害者の就労を進めるための支援ガイドブック」や 相談支援事業担当者向けに「発達障害者の社会参加のための支援のヒント集」を作成し、同様に配布を行いました。理解啓発資料の対象となる年代に課題となる事項や特性と対応の仕方のほか、自閉症スペクトラム障害やADHD、LDについての説明も記載しています。さらに、平成29年度に「災害時の発達障害児・者支援について」のリーフレットを作成しました。市町村職員を対象とした発達支援マネージャー育成研修において、災害対応に関する講座を実施するとともに、「災害時の発達障害児・者支援リーフレット」についても周知を図っております。厚生労働省発行の「発達障害の理解のために」は、自閉症スペクトラム障害やADHD、LDについての説明も含まれており、これらの啓発資料は県ホームページに掲載し、県民の方々がいつでも閲覧できるようになっています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、発達障害情報・支援センターが作成した発達障害の方向けの特別定額給付金についてのリーフレット及び新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止のチラシ、国立精神・神経医療研究センターが作成した保護者向けの資料などを、県ホームページに取りまとめて掲載したところです。今後とも、発達障害の理解啓発に努めてまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

(2) 一人暮らしの発達障害者が地域で暮らすためのホームヘルプサービスなどの生活支援体制の充実と周知をする(定期的な訪問支援・家事支援、24時間体制の電話相談窓口の設置等)

回答

一人暮らしの障害者が安心して地域で暮らせるために、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の家事支援等のほか、定期的な訪問、相談対応等を行なう自立生活援助や、居宅において単身等で生活する障害者に対し常時の連絡体制を確保や緊急事態等の相談などの必要な支援を行う地域定着支援が充実するよう努めてまいります。また、障害者が必要な支援を継続して利用できるよう、市町村会議や助言の場などを通して改めて周知してまいります。

なお、県内の障害福祉サービス事業所については、埼玉県ホームページの障害者支援課のページにおいて指定施設・事業者一覧として掲載しているところです。(障害者支援課地域生活支援担当)

(3) 身近な地域での発達障害児・者およびその家族に対する支援を推進する

ア 放課後等デイサービス事業の支援の質の向上と支援内容の適正化

回答

放課後等デイサービス事業所の質の向上が課題となっています。主に利潤を追求し、児童に対する支援が疎かになり、支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が全国的に増えているとの指摘もあります。国では、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定し、平成29年4月には省令を改正し、人員基準・運営基準の見直しを行ったところです。県では、事業所の質の向上を図ることを目的として、平成26年度から事業所職員を対象とした研修も実施しています。こうした取組を通じ、事業所の質の向上を図るとともに、適正な支援が行われるよう、事業所への集団指導や事業所対象の会議の場等に

において指導してまいります。(障害者支援課地域生活支援担当)

イ 成人期以降の発達障害者(特に在宅者)とその家族への支援(地域生活支援)を充実して周知をする

回答

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、19歳以上の発達障害者及びその家族等に対する相談支援、就労準備支援を実施しています。相談支援では、日中の電話相談の他、メールやFAXによる相談も実施し、就労開始に必要な生活習慣の形成と体力向上を図るために日常生活上の助言指導なども行っています。電話相談により訪問の必要性があると判断したものについては、訪問支援を実施しております。また、発達障害者の経済的自立のために「発達障害者就労支援センター」を県内4か所に設置しています。「発達障害者就労支援センター」では、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着までの支援まで実施しています。今後も成人期以降の発達障害者やその家族への支援を実施してまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

(4) 市町村役所等に、発達障害者に確実にわかりやすく情報が提供される窓口の整備

回答

県では、発達障害支援に関わる市町村の職員、具体的には障害福祉担当、子育て支援担当、母子保健担当等の職員を対象として5科目の研修を行い、発達支援マネージャーとして育成をしております。発達支援マネージャー育成研修は、発達障害に関する一次的な相談窓口となる市町村において、発達障害に関する正しい知識を有し、各種相談への対応、適切な支援の実施、社会資源・制度の理解・活用に関する普及など、支援の中心となる人材を育成するために実施しております。4科目及び5科目は選択科目制とし、実習形式の研修を開催しています。例えば、園で実際に問題となっている子供の行動の要因を分析し、効果的な支援方法を検討し、4か月後にその支援結果を振り返る研修(ケーススタディ・2日間で1コース)や、発達障害児の感覚の受け取り方の偏りの違いがあることを体感していただき、発達障害児の発達を促す遊び方と支援のポイントについて作業療法士から学ぶ研修、保護者との信頼関係を築くため、円滑にコミュニケーションを行うポイントについて、演習やロールプレイを通じて学ぶ研修となっています。また、「実践に活かす気になる子への支援ガイドブック」を活用しながら、子供の認知特性を疑似体験したり、映像資料を用いた行動を観察するワークを取り入れ、特性に応じた環境設定を学ぶ研修も開催しています。

引き続き、人事異動によって発達支援マネージャーが不在となる担当部署が生じないように受講人数を確保するとともに、各市町村において積極的に発達障害者支援の事業が展開されていくよう、発達支援マネージャーの専門性の向上に努めてまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

(5) 発達障害に特化したグループホームの設置

回答

グループホームについては、埼玉県5か年計画で令和3年度末までに5050人分の設置を目標としていたところ令和2年3月末までに、定員5769人分確保しています。引き続き、グループホームの設置促進に努めてまいります。(障害者支援課)

(6) 地域療育センターの利用は小学3年生までとあるが、それ以後も継続して相談できる場にする そのために職員を増員する

回答

地域療育センターは、発達障害の特性が気になる子供に作業療法士等の専門職が個別療育を提供しており、年間で延べ1万人の方に御利用をいただいております。発達障害については早期に気づき適切な支援を行うことが重要です。そのため、個別療育の利用につきましては小学校3年生までとしておりますが、個別療育が終わった後も適切な支援が継続して受けられるようにしております。具体的には、利用者の希望により、センターの専門職が小学校等、地域の支援機関を訪問し、個別療育で把握した子供の特性や支援方法を助言する取組を実施しております。また、必要に応じて、医療機関への受診や民間の療育施設を御案内しており

ます。引き続き、こうした取組を続けてまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

2 医療

(1) 発達障害医療機関リストにオンライン診療ができる医療機関の欄を追加する

回答

県では毎年度、県内の小児科及び精神科等を標榜する医療機関の協力の下、それぞれの医療機関における発達障害の診療状況等を確認し、その結果をとりまとめ、県ホームページで「発達障害医療機関リスト」として公表しております。新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン診療の重要性は高まっており、オンライン診療ができるかどうかという項目を加えることで、リストの利便性が高まることが期待されます。

一方で、オンライン診療ができる医療機関であっても、利用者の状況によっては対面に限るなど、何らかの条件を設けている場合も考えられます。項目を追加することによって、県民の皆様にご迷惑を招くことのないよう、まずは医療機関側にも意見を聞いてみたいと思います。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

(2) すべての医療従事者への発達障害の研修の充実

回答

発達障害の医療・療育に携わる医師や専門職等へ理解啓発を図るとともに、その専門性をより向上させることは非常に重要であると考えております。県では、国庫補助事業を活用し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう、精神科、小児科等のかかりつけ医や学校医に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修(かかりつけ医等発達対応力向上研修)を実施しています。

実施に当たっては、埼玉県医師会に後援をいただき、医療機関への周知に御協力いただいております。また、県単独事業として、県内の精神科医及び小児科医等を対象に、発達障害総合支援センター市川宏伸センター長が講師を務める「発達障害への理解と現状について」の研修も、引き続き実施しています。さらに、看護師を対象とした「発達障害への理解と現状について」の研修も引き続き実施しています。今後とも、医療従事者向けの研修の充実に努めてまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

3 教育

(1) 管理職・教職員の障害理解と合理的配慮の研修に発達障害の困難さを実際に体験するプログラムを導入

回答

管理職を対象とした研修としては、「中学校から高等学校への支援をつなぐ特別支援教育研修」を平成30年度から継続的に実施し、全ての中学校において3年間で必ず1回は研修を受講するように計画し、進めています。また、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催することはできませんでしたが、毎年、全ての公立小・中学校長が参加する埼玉県公立小・中学校等校長研究協議会において、特別支援教育についての内容を取り上げ、障害理解と合理的配慮等について周知を図っています。そのほか、教頭候補者1年次研修では、将来管理職になる全ての者に特別支援教育の現状と課題についての研修を実施しています。

教職員を対象とした研修としては、初任者研修で講義「発達障害のある児童生徒の理解と支援」や「インクルーシブ教育システムについて」を実施し、また、今年度から「特別支援学級体験研修」として、特別支援教育における教育活動の参観や障害のある児童生徒への指導の実践等をとおして、連続性のある「多様な学びの場」や「合理的配慮」等について知識や理解を深める研修を学校研修に位置付けています。

中堅教諭等資質向上研修(10年経験者)では、講義「チームで取り組む特別支援教育～障害者差別解消法と合理的配慮について～」を、20年経験者研修では、講義「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を実施しています。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、机上での研修となっています。このように、悉皆研修においては、発達障害への理解や合理的配慮に係る内容を意

図的、計画的に設けて実施しております。

発達障害の困難さを実際に体験するプログラムについては、他府県の実施状況等やプログラム内容及び研修方法等について情報収集し、研究を進めてまいります。(義務教育指導課教育指導担当)(小中学校人事課管理推進担当)

(2) 教員の発達障害への理解への研修の機会をふやす

ア 障害者を差別しない人権意識を高めるための研修をすべての教員に対して行う

回答

人権教育については、長期的視点に立ち継続的に取り組んでいく必要があることから、平成25年から10年間を実施期間として、『埼玉県人権教育実施方針』を策定し、計画的に人権教育の推進に取り組んでおります。

教職員の研修につきましても、本方針の中に位置づけられており、教職員の人権意識の向上と学校教育における人権教育の推進・充実を計画的かつ継続的に進めているところであります。

今後も、教職員に、障害のある人の人権をはじめ、様々な人権問題の正しい理解を図るとともに、人権課題の解決に向けた意識の高揚を図って参ります。(人権教育課人権教育担当)

イ 正規の教員だけでなく、講師や非常勤講師、支援員に対しても発達障害理解のための研修の実施

回答

教育委員会では、職場内における障害者理解の促進のため、所属ごとに「心のバリアフリー推進員」を1名指定し、当該推進員を中心に、非常勤講師や会計年度任用職員などを含む全ての職員を対象として、職場研修を実施しています。

職場研修では、発達障害を含む各障害の特性や配慮事項などを取り扱っています。

この他、特に支援員に対しては、障害者に対する指導方法や声掛けのポイントなど、実際の支援にあたって必要となる事項について研修を実施しております。引き続き、職場内における障害者理解の促進に努めてまいります。(総務課 障害者雇用推進担当)

(3) 公立小中学校の通常学級における特別支援教育体制を充実させる

ア 発達障害児をサポートするための支援員の増員

回答

発達障害児をサポートするための支援員につきましては、従前より拡充や活用などについて、市町村教育委員会を集めた会議で働きかけております。今後も引き続き、充実した特別支援教育体制の構築に努めてまいります。(義務教育指導課教育指導担当)

イ 特別な支援を必要とする児童生徒のために、効果的な指導方法の研究、普及に取り組む

回答

特別な支援を必要とする児童生徒のために、県では、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修において、小中学校の教員に対して、特別支援教育に関する講義を行い、障害のある児童生徒への指導・支援の充実に努めております。

今後とも、特別な支援を必要とする児童生徒への効果的な指導のため、教員への研修を継続的に進められるよう努めてまいります。(義務教育指導課教育指導担当)

(4) 特別支援学級における個々の能力に合わせた授業の実施(知的障害のない発達障害児への適切な指導)

回答

特別支援学級における個々の能力に合わせた授業を行うために、特別支援学級担当教員を対象とした研修として、特別支援学級新担当者研修会、特別支援教育基礎講座を実施し、発達障害児への適切な指導ができるよう努めております。

また、特別支援教育の経験豊富な教員OB等を特別支援教育推進専門員として委嘱し、小中学校の特別支援学級へ巡回支援を行うことで、特別支援学級担当教員の育成や指導力向上に努めております。

今後とも適切な指導を行うため特別支援学級担当教員への研修会を継続的に進められるよう努めてまいります。（義務教育指導課教育指導担当）

(5) 高等学校における発達障害のある生徒とその疑いのある生徒への支援体制の強化（※口頭回答希望）

ア 教員への就労移行支援機関、相談機関等の情報提供

回答

就職する生徒が多い県立高等学校には、就職支援教員（ジョブサポートティーチャー）と就職支援アドバイザーを配置しています。配慮の必要な生徒へより適切な指導ができるよう、就職支援アドバイザーには民間企業経験者に加え今年1月からは社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者も配置しています。また、就職支援教員には今年度は9月に特別支援教育研究協議会を開催し、その中で障害のある生徒の就労に長く携わってきた経験のある特別支援アドバイザーに講師をお願いし研修を行います。さらに、障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の活用に関する情報提供を行い、就職支援教員や就職支援アドバイザーに、様々な課題を抱えた生徒への就職支援に必要なスキルを研修することで、よりきめ細やかな生徒への支援に取り組んでまいります。（高等教育指導課）

イ カウンセリング体制の充実

回答

各高等学校において、障害全般の理解を深める教育の充実は大切なことであると考えます。

各高等学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、その学校在籍の教員を、特別支援コーディネーターとしております。特別支援学校のコーディネーターと連携を図り、当該生徒への支援アドバイスや教職員向けの校内研修会を実施しております。

また、スクールカウンセラーを配置し、「心の専門家」として、生徒・保護者へのカウンセリング等の活動及び専門的な知識・経験に基づいて、教職員の相談に応じ、適切な助言や援助により、健全な生徒の育成を図っております。

さらに、埼玉県立総合教育センターでは、面接相談におけるカウンセリングを、行田本所と北浦和分室の2カ所で開催しており、スクールカウンセラーだけではなく、精神科の嘱託医による医学的な視点からの相談を行っております。

電話による教育相談も行っており、ポスターやリーフレットを、県内の全公立学校や公立図書館や公民館等の公共施設などへ配布し、周知を図っております。

また、生徒指導・教育相談に関する教職員への研修を実施しており、カウンセリングの基礎や概要について、研修をとおして教職員に身に付けさせ、学校における実践力の向上に努めております。

例えば、生徒指導・教育相談の中級研修では、初級研修を踏まえて、教員が校内の生徒指導・教育相談の推進者として必要な理論や技法・態度等を習得し、生徒指導・教育相談の充実に積極的に取り組めるよう実践力の向上を目的として取り組んでおります。

生徒の最も身近にいる教職員の学校カウンセリングを充実させることで、生徒の心理的安定を図り、充実した学校生活につなげることができると考えております。

今後も、カウンセリング体制の充実を通じて、発達障害のある生徒とその疑いのある生徒を含め、生徒たちへの支援体制を強化していくよう努めてまいります。（高等教育指導課）

(6) 県立高等学校、公立大学への巡回相談を拠点校だけでなく、すべての学校で行う（医療や教育の専門家等によるサポート）

回答

高等学校における発達障害を含む特別な支援を要する生徒への効果的な支援やその支援体制の構築に向けて、県では、高等学校が特別支援学校のセンター的機能等を活用すること、高等学校及び特別支援学校の

各コーディネーターの連携を図ることを目的として、研修会を実施しております。

また、本県では、平成30年度からの2年間、モデル校4校において、指導体制や指導内容の研究、必要な教材等の整備を行ってまいりました。本年度から、モデル校は通級拠点校として、引き続き通級指導を研究しており、いわゆる発達障害のある生徒を対象として、特別支援学校と連携して通級指導を行っております。

今後も、特別支援教育課とも連携しながら、県立高校で障害のある生徒への支援が効果的に行われるよう特別支援教育体制の整備に努めてまいります。(高校教育指導課教育課程担当)

4 就労

(1) 発達障害者に対する効果的な職業訓練、職場実習制度の充実

ア 発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムを開発・実施を進める

回答

発達障害者向けの訓練については、職業能力開発センター職域開発科において発達障害者及び精神障害者を対象として訓練期間6か月で実施しています。

訓練は一人一人の障害や能力に合わせたスケジュールで進められ、技能だけでなく職場に対応するための訓練も実施しています。

具体的には、技能訓練としては導入訓練(障害特性の把握、訓練環境に慣れる)、基礎訓練(事務系としてパソコンや事務作業等、サービス系として介護補助、物流作業、清掃作業)、応用訓練(希望と適性で、事務系とサービス系を選択)と進めていきます。

また、職場適応訓練としては社会生活に適應するためのマナー、セルフマネジメント等を学びます。

県では併せて、民間企業、民間教育機関、社会福祉法人等に委託して、障害のある方を対象とした公共職業訓練を実施しています。

発達障害者の方を対象とした訓練については、令和元年度においては48講座開催し、48名の発達障害者の方が受講されました。

今後とも引き続き、発達障害者の方の職域の拡大につながるよう、発達障害者の方を対象とした公共職業訓練を実施してまいります。(産業人材育成課)

イ 企業側への実習等の受け入れを促進させる制度を構築する

回答

県では、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用企業の開拓から雇用支援、職場定着まで、障害者雇用の総合的な支援を行っています。

同センターでは、雇用企業を開拓する中で実習の受入れ企業も開拓し、地域の就労支援機関と連携しながら、企業において短期雇用体験を実施しています。

今後も引き続き、企業側の障害者雇用への理解促進に向けて、短期雇用体験の推進に努めてまいります。(雇用労働課)

(2) 発達障害者の特性にあった職場定着支援を強化する。継続して働き続けるための支援を拡充する

回答

発達障害者の就労支援で一番大切なことは、仕事を辞めずに働き続けられるよう定着支援をすることです。そのため、発達障害者就労支援センターでは就職後1~2週間は、本人から毎日電話をもらい、職場での様子や体調を把握しています。その後は、月に1~2回定期的に職場へ訪問し、本人と企業の担当者に会って職場での困りごとへの相談に対応するとともに、業務内容などの調整を行っています。事業開始の平成26年6月から令和2年3月末までに企業へは延べ2,821回訪問しました。

また、就職後も利用者が職場の悩みを相談したり、利用者同士が集まって話をしたり、気持ちをリフレッシュできるよう、夕方や休日にセンターへ気楽に立ち寄れる機会を設けています。引き続き、発達障害者の

職場定着に向けて努めてまいります。(障害者福祉推進課障害福祉担当)

(3) 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実する

ア 就労支援機関の職員の資質の向上と増員

回答

県では、就労支援機関の職員などを対象に、資質の向上のための研修を実施しています。

この研修は、身体、知的、精神、発達などの障害種別ごとの特性や各支援機関の役割、相談の受け方などについて学ぶ基本的な内容と、職場定着支援に関する実践的な手法などより専門的な知識や技能の習得を目的とした内容の2種類を設けています。

さらに、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにアドバイザーを配置し、就労支援機関の職員に対して、実際の支援現場におけるOJTを通じたスキルアップ支援も実施しています。

これらの取組を通じ、引き続き就労支援機関の職員の資質の向上を支援してまいります。

なお、就労支援機関の職員の増員については、それぞれの設置主体の方針や予算に基づくものです。御理解くださるようお願いいたします。(雇用労働課)

イ 発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法や、職場における合理的配慮の提供についての理解啓発を推し進める

回答

県では、企業の雇用管理担当者や障害者就労支援機関の職員などを対象に、発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法や職場における合理的配慮の提供などを内容とした研修を実施し、理解促進を図っています。

今後も引き続き、発達障害を含む障害者雇用の拡大に向けて理解啓発を推進してまいります。(雇用労働課)

ウ 企業への発達障害への理解と発達障害の特性にあった仕事の創出への助言

回答

県では、企業の雇用管理担当者や障害者就労支援機関の職員を対象に、発達障害への理解を深めるための研修を実施しています。

また、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいて、企業に対し、発達障害を含む障害のある方それぞれの特性に合った仕事の創出などについて、助言を行っています。

今後も引き続き、企業における障害者の雇用の拡大と安定に向けた支援を行ってまいります。(雇用労働課)

(4) 公的機関における発達障害者の雇用を促進する

ア 発達障害者の雇用を促進し、かつ働き続ける環境を設定する

回答

県では、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターを設置し、民間企業の雇用開拓から雇用支援、職場定着まで、障害者雇用の総合的な支援を行っています。

発達障害者の雇用や働き続ける環境の設定について、公的機関からの相談があれば、上記サポートセンターにおいてこれまで蓄積した障害者雇用についてのノウハウを提供することにより、協力してまいります。(雇用労働課障害者・若年者支援担当)

各市町村における職員の採用は、市町村が策定する職員採用計画等に基づいて行われております。

職員の雇用については各市町村の判断に委ねられておりますが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率未達成の団体の人事担当課に対し、令和2年7月から8月に、未達成の理由及び今後の計画をヒアリングし、助言を行いました。引き続き機会を捉えて市町村に助言してまいります。

(市町村課行政担当)

障害者を対象とした職員採用選考」においては、平成30年度から受験資格に精神障害者を加えました。令和元年度には受験資格に知的障害者を加え、「自力通勤・介護者なしでの業務遂行が可能なこと」や「年

年齢要件の上限」を撤廃いたしました。

障害のある職員が配属された課所の人事担当者を障害者相談担当員に位置付け、職員の障害に応じた職場環境の整備を行うとともに、障害のある職員からの様々な相談に対応しております。

障害理解に関する研修としては、障害者相談担当員を対象として、障害ごとの特性や対応等について学び研修を実施し、発達障害も含めた障害に対する職員の理解の促進を図っております。

また、新たに県に採用された職員を対象とする「新規採用職員研修」においても、発達障害を含めた障害者理解の基本と配慮について学ぶ機会を設けております。引き続き、障害者の雇用推進及び障害に対する職員の理解の促進に取り組んでまいります。(人事課人事管理担当)

イ 発達障害のある人のチャレンジ雇用を推進する

回答

発達障害のある方のチャレンジ雇用については、公的機関からの相談があれば、これまで蓄積した障害者雇用に関するノウハウを提供することにより、円滑な導入に協力してまいります。

(雇用労働課障害者・若年者支援担当)

庁内の定型業務を集約化し、ICTの活用等により効率的に処理を行うスマートステーション「flat(フラット)」を令和2年度から開設しました。

このスマートステーションで働く会計年度任用職員のうち、一定数について障害のある方を障害種別の垣根なく採用し、障害者の雇用を一層推進するとともに、民間企業への正規就労に繋げる取組を実施しています。(人事課人事管理担当)

5 警察関連

(1) すべての警察官への発達障害への理解や対応の仕方の研修の実施

回答

現在、すべての警察官に対する研修は実施していませんが、発達障害者への特性理解のため、様々な機会を通じて教養を実施しており、今後も教養を継続していきます。

警察学校の幹部任用課程において、教養カリキュラムに部外講師による講演を取り入れ、発達障害を含む障害者に対する理解を深める教養を推進しています。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の施行に伴い、県警察において障害のある方への基本的な対応要領を定めているほか、内閣府作成の「障害者差別解消法リーフレット」及び県障害者福祉推進課作成の「障害のある方への配慮マニュアル」等を各所属に配布し、職員の理解を深める教養を行っています。

警察部内の機関誌に、発達障害を含む障害者への特性理解、対応時に配慮すべき事項等を掲載し、各職員の障害のある方への理解の深化に努めています。(教養課教養企画係)

(2) 事件・事故の当事者・関係者が発達障害者と申告した場合、家族または、弁護士が、事情聴取に立ち会うことができる制度の検討、構築

回答

取調べ等を行うにあたって、供述の任意性に疑念が生じることのないよう、障害の程度等を踏まえ、その方の特性を十分理解できるよう家族等と情報共有を図るとともに、障害のある方が事件の被害者や目撃者の場合には、必要に応じて家族等に付き添いいただき、適切な対応を行います。

(刑事総務課指導第二係 交通捜査課企画係)

6 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知する

回答

福祉避難所の運営は市町村の役割になりますが、県としても福祉避難所の運営について、市町村と民間の

社会福祉法人等との協定締結による福祉避難所における利用を想定した「福祉避難所設置・運営マニュアル（協定締結法人用・共通版）」を作成しています。

福祉避難所の指定状況調査や市町村担当職員を対象とした説明会などを通じて、当マニュアルの各法人への提供及び説明の働き掛けを行っています。

当該マニュアルは、福祉避難所の運営に当たりあらかじめ知っておくべき基本的な事項をまとめたものであり、各障害種別の主な特徴、必要な支援、配慮すべき事項についても明記しています。また、県では毎年度、市町村の担当者を対象とする福祉避難所市町村担当者説明会を開催しています。

今回の要望があった旨については、今年度の説明会で市町村担当者にお伝えさせていただきます。

（障害者福祉推進課団体担当）